

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成29年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	平成29年10月10日(火) 午後2時～午後2時45分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：加園(光)会長、福本副会長、加園(和)委員、佐々木委員、 高橋委員、中村委員、乃一委員、森林委員、森本委員 欠席者：福澤委員 事務局：文書情報課長、文書情報課主査(法規グループ)、文書情報課 主任(法規グループ) 実施機関：道路下水道課長、道路下水道課主査(管理グループ)
報 告 事 項	(1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について (6) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (7) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (8) その他
議 題	議題(1) 地籍調査業務における保有個人情報の目的外利用について 議題(2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1) 可とする。 議題(2) 議題なし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局等)	○ 本審議会の会議の公開については、武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領第2条の規定に基づき、公開を原則として審議を進めていきます。会議開会前に文書情報課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断しましたので、公開により開催します。 報告事項 (1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について (6) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (7) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について 【説明要旨】 ● 報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」から報告事項(7)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」まで、一括して御報告申し上げます。 まず、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」、御報告いたします。 会議次第の1ページ及び2ページを御覧ください。 こちらの表は、平成29年9月29日までに市長に報告されております個人情報取扱業務につきまして、部署ごとの件数をまとめたものでございます。

この件数は、この後、報告事項(2)から(4)までで御報告させていただきます、個人情報を取り扱う業務の開始、変更及び廃止の届出を反映した件数となっております。

2ページの合計欄を御覧ください。9月29日現在、各実施機関における個人情報取扱業務の件数でございますが、市長から議長までの実施機関の合計で、621件となっております。

次に、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」、御報告いたします。

会議次第の3ページ及び報告資料としております冊子の5ページを御覧ください。

個人情報を取り扱う業務の開始の届出につきましては、「小学校通学路防犯カメラ設置業務」を含む8件ございまして、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。なお報告資料に記載されたナンバー1の「小学校通学路防犯カメラ設置業務」、ナンバー2の「公園等防犯カメラ設置業務」及びナンバー7「武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会運営事務」についてですが、本来であればもう少し早くに報告すべきところでしたが、主管課からの届出が遅れたため今回、報告をさせていただきます。

開始の届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の5ページから7ページまでのとおりでございます。

次に、報告事項(3)「個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について」、報告いたします。

会議次第の4ページ及び報告資料の11ページを御覧ください。

個人情報を取り扱う業務の変更の届出につきましては、「武蔵村山市民まつり実行委員会運営事務」を含む14件ございまして、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。

変更の届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の11ページから19ページまでのとおりでございます。

次に、報告事項(4)「個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について」、報告いたします。

会議次第の5ページ及び報告資料の23ページを御覧ください。

個人情報を取り扱う業務の廃止の届出につきましては、「武蔵村山家具転倒防止器具助成事業」を含む3件ございまして、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。

届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の23ページから24ページまでのとおりでございます。

次に、報告事項(5)「保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について」、報告いたします。

会議次第の6ページ及び報告資料の27ページを御覧ください。

個人情報の利用状況の届出につきましては、「各種団体役員名簿管理業務」を含む566件ございまして、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。

届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の27ページから79ページまでのとおりでございます。

次に、報告事項(6)「保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について」、報告いたします。

会議次第の7ページ及び報告資料の83ページを御覧ください。

保有個人情報の目的外利用の届出につきましては、「介護保険料の

賦課徴収事務」による「個人住民税賦課事務」の保有個人情報の目的外利用を含む4件ございまして、条例第8条第5項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。

届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の83ページから84ページまでのとおりでございます。

最後に、報告事項(7)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」、報告いたします。

会議次第の8ページ及び報告資料の87ページを御覧ください。

保有個人情報の外部提供の届出につきましては、「住民基本台帳事務、戸籍事務」を含む102件ございまして、条例第8条第5項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。

届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の87ページから122ページまでのとおりでございます。

以上でございます。

【主な意見等】

- 報告資料の23ページの個人情報を取り扱う業務の廃止の届出における標題が5件となっているので3件に修正をお願いします。
- 承知しました。
- 業務開始の届出の中で、1年以上経ってから報告となっているものがあるので、適正に報告がなされるよう周知をお願いします。
- 承知しました。
- 各届出の事務の流れについて御説明いたします。基本的には随時各届出が提出されることとなっておりますが、漏れが出てしまうこともあるため、当課において毎年度4月から5月頃に各課に対して行う、前年度の保有個人情報の利用状況調査に合わせて個人情報を取り扱う業務の開始、変更、廃止がある場合は随時報告するよう案内をしております。
- 業務開始の届出ナンバー7「武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会運営事務」についてですが、平成29年8月に構成委員の変更がなされているのですが、この場合、平成29年8月以降の日付で改めて届出がなされるのですか。
- 保有する個人情報の項目等に変更があれば変更届を提出してもらう必要がありますが、構成委員の変更だけであれば保有する個人情報の項目は氏名に変わりはないので届出は必要ありません。

(8) その他

- それでは、報告事項(8)その他について事務局に説明を求めます。
- 事務局からは、特にありません。

議題

- (1) 「地籍調査業務における保有個人情報の目的外利用について」
- 事務局に説明を求めます。

【説明要旨】

- 会議次第の10ページを御覧ください。
道路下水道課では、土地の筆界を確定させるため、随時、地籍調査を行っております。この地籍調査を行うためには、土地所有者に立会いをしてもらう必要があるため、不動産登記簿に記載された住所へ現地確認の依頼文を送付しますが、転出や死亡等により、土地所有者の

所在が判明しない場合があります。このような場合、筆界が確定しないため、土地の分筆等ができなくなるなど市にとっても市民にとっても不利益が生じます。こういったことを可能な限り防ぐため、地籍調査業務において、課税課で保有している固定資産税の納税通知書の送付先の氏名、住所の情報を利用する必要があると考えております。

諮問事項といたしましては、課税課が保有する個人情報の目的外利用及びこの目的外利用をする際の本人への事前通知の省略となります。

詳細につきましては、道路下水道課から御説明させていただきます。

- それでは、資料1「地籍調査の概要」により御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

当課では国土調査法に基づき地籍調査を実施しております。この地籍調査とは、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界と面積を測量する調査を指します。

土地に関する記録は法務局において管理されていますが、土地の位置や形状等を示す情報として法務局に備え付けられている地図や図面は、その半分が明治時代の地租改正時に作られた地図（公図）などを基にしたものでございます。そのため、法務局に備え付けられている地図や図面は、境界や形状などが現況と異なっている場合が多くあり、また、登記簿に記載された土地の面積も、正確でない場合があるのが実態です。そこで、市町村等が地籍調査を行うことにより現況に即した「地籍図」「地籍簿」が作成され、これらが登記所に送られることにより、土地登記簿が修正され、地図が更新されることとなります。

次に2 ページを御覧ください。

2 地籍調査の必要性について御説明いたします。

土地に関する記録が不正確なままだと現地の境界の復元、土地の管理や取引など様々な場面で支障をきたすおそれがあります。未然に防ぐためにも、地籍の調査、測量を行い、正確な記録を残しておく必要があるわけでございます。

次に、資料の2 ページ下段から4 ページ上段に記載された地籍調査の効果について御説明いたします。

地籍調査を行うことにより得られる効果は5つありますが、まず1 点目が土地に関わるトラブルの未然防止です。これは土地の境界を所有者立会いのもとで確認することにより、土地の登記情報が正確なものとなることから境界紛争を未然に防止できるものでございます。

2 点目が災害復旧の迅速化です。地籍調査を行っておくことにより、仮に災害等で土地の形状が変わってしまったとしても境界を正確に復元することができるため普及活動を迅速に行うことができるものでございます。

3 点目が土地取引の円滑化です。これは地籍調査を行っておくことにより、土地の正確な状況が土地登記簿に反映できることから、土地の取引等を円滑に行うことができるものでございます。

4 点目が課税の適正化・公平化です。これは、地籍調査を行うことにより、一筆の土地の正確な地目や面積の把握が可能となることから、資産が明確化され、それに基づく適正・公平な固定資産税の賦課がなされることであります。

4 ページをお開きください。最後に、5 点目として公共事業の効率

化並びにコストの縮減です。地籍調査を行っておくことにより、境界確認作業及び測量が容易になり、事業の早期着工や経費の縮減が可能となるものでございます。

次に、4地籍調査の実施について御説明いたします。

まず調査費用に関してですが、費用は国等が負担することから市民の皆様には費用負担を求めることはございません。

次に、地籍調査の流れでございます。5ページから6ページまでを御覧ください。

地籍調査は、①の住民への説明会から始まり、②土地所有者等の立会いによる境界等確認、③地籍測量、④成果の閲覧・確認、⑤成果の認証、法務局への成果の送付を経て正確な地籍図が法務局に備え付けられることとなります。

次に、6ページから8ページまでに記載された(3)地籍調査で行える登記手続及び(4)地籍調査で行えない登記手続につきましては説明を割愛させていただきますので、後ほど御確認ください。

次に、8ページ下段を御覧ください。5境界が確定できない場合について御説明いたします。

土地所有者の所在が不明及び死亡などの理由により土地所有者が立会いに参加されない場合や現地を確認できない場合、また、立ち会っても最終的に境界が決まらない場合など境界の位置が確定できない場合は、「筆界未定」という処理を行うこととなります。

筆界未定とは9ページの絵図のとおり境界標が設置できないため正確な土地情報の登記が行えません。それにより、分筆、合筆ができないなど、市にとっても市民にとっても不利益が生じることとなります。

次に、資料2の丸の3つ目を御覧ください。

こちらは、平成23年3月2日付の国土交通省土地・水資源局国土調査課長から通知された「土地所有者等の所在が明らかでない場合における筆界の調査要領」を抜粋したものでございます。

この要領では、土地所有者等の所在確認のため、まず、現地調査の通知を行い、この通知が宛先不明等で到達しなかった場合は、住民票、除かれた住民票又は戸籍の附票等の謄本により確認をすること、これらでも通知先が判明しない場合は、固定資産税の納付者等に対し調査を行い、これらの者に対し再度現地調査の通知を送付するとされております。

そこで当課では、可能な限り所有者の所在等の調査を行うため課税課の「固定資産税・都市計画税の賦課事務」で保有している土地所有者の納税通知書の送付先の氏名及び住所を「地籍調査事務」に目的外利用したいと考えています。

以上、雑駁ではございますが説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

【主な意見等】

- 納税通知書の送付先が不明な場合はどのような取扱いとなるのですか。
- そのような場合は、原則筆界未定となります。
- 補足ですが、地籍調査作業規程準則第30条第2項の規定では、近接する住民と筆界の確認がとれない場合であっても、図面等が備わっていて形状が把握できた場合においては法務局と相談することにより、筆界未定とせずにそのまま公図を維持することは可能とされてお

	<p>ります。ただし分かる範囲での調査をした上でないと、当該規定は適用されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今のところ所在不明である地権者は何名なのですか。 ● 昨年度の地籍調査に係る地権者数は10名、一昨年度は23名で、この計33名は、不動産登記簿上の住所等の変更はなく全ての人に立会いをしていただきましたが、今年度は277名の地権者が対象であり、3名の所在が分かっておりません。このうち2名は、私道の所有者であり所在を追えない状況であるため法務局と相談しているところですが、1名については課税されている土地の所有者であり不動産登記簿に記載された住所地に通知は行っておりますが、連絡が取れない状況です。 ○ 目的外利用をする個人情報「固定資産税・都市計画税の賦課事務」で保有する氏名、住所とのことですが、納税通知書の送付先の者が直ちに土地所有者とは限らないのではないですか。そのため相続人の調査等のため戸籍関連の情報も必要ではないですか。 ● 確かに納税通知書の送付先に記載された者が直ちに土地所有者とは限りませんが、納税通知書の送付先にある者と連絡をとり、所有者情報等を聴取の上、必要な者に立会いを求めることとしているため戸籍情報については目的外利用する予定はありません。 <p>【審議結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議題(1)について、保有個人情報の目的外利用等を可とします。 <p>(2) 「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局に説明を求めます。 ● 事務局からは特にございません。
--	--

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>傍聴者： _____ 0 人</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>(_____)</p>
--------------------	--

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： _____)</p>
---------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>総務部 文書情報課 (内線：385)</p>
--------------	---------------------------